

■講演概要

「歯科所見を用いた個人識別」

香川大学医学部人間社会環境医学講座 法医学 教授 村瀬壮彦

長崎大学大学院 生命医科学域 歯科法医学分野 山下裕美

身元が明らかでない遺体が誰であるかを決定することを「個人識別」といいます。身元が判明することによって医師が死体検案書を作成でき、遺族はこの書類を持って死亡届を役所に提出できるようになります。つまり、「個人識別」は遺族・故人のためになくってはならない大切な業務の一つです。「個人識別」は、まず初めに顔貌、所持品により身元確認が行われますが、腐敗や焼損、轢過等により身元確認ができない場合は、指掌紋、DNA 型、歯科所見、骨格、体内挿入物による鑑定が用いられてきました。

2011年に発生した東日本大震災では身元確認作業において困難を極め、平常時から身元確認態勢を整備しておく重要性が顕在化しました。2012年に死因究明等の推進に関する法律（2020年4月より死因究明等推進基本法）が成立し、この法律を基に作成された死因究明等推進計画では、「身元確認にかかわるデータベースの整備」が重点施策のひとつとして掲げられました。これを受けて警察庁は全国にDNA型鑑定装置を配備し、近年DNA型鑑定による身元確認が多く用いられるようになってきました。しかし、DNA型鑑定による身元確認は比較的時間を要する作業であり、大規模災害等の多数のご遺体が生じる状況では、遺体の返還を待つ遺族に精神的負担をかけてしまうことは否めません。また、災害発生時に個々の対照試料を入手してまわる人材（警察官が担っているのが実状）の数的確保は難しい問題であり、作業負担も大きいものとなります。これらの点を鑑みると、「歯科所見を用いた個人識別」もDNA型鑑定と並行して活用すべきであると考えます。もちろん、ご遺体における歯牙の残存や生前の歯科受診歴の有無など、条件が満たされたケースに限られるものの、迅速性や正確性の面から非常に有用な方法です。

私自身の「歯科所見を用いた個人識別」への造詣は深くはありませんが、長崎大学の山下裕美先生のご助力をいただき、実際の症例や歯科の先生方が日頃の業務の上で注意すべき点などについて、本研修会へ参加される皆様方にお伝えできれば幸いです。